

可搬型ダストサンプラの保守点検作業

仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター 施設安全部 放射線管理課

1. 件名： 可搬型ダストサンプラの保守点検作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）大熊分析・研究センター施設安全部放射線管理課の所有する可搬型ダストサンプラについて、機器の性能維持を目的とした定期保守点検を実施するために、当該作業を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本作業の対象機器は、大熊分析・研究センターにおいて、作業場の空气中放射性物質濃度を測定するための試料を採取するものである。そのため、受注者は機器の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

大熊分析・研究センター 放射性物質分析・研究施設 第1棟(管理区域)

4. 納期

令和7年1月31日（金）

5. 作業内容

5. 1 対象機器

機器名	型式	台数	製造メーカー名
可変流量型ダストサンプラ	TH-D5136	6	株式会社千代田テクノル
コードレスダストサンプラ	TH-0501035	2	株式会社千代田テクノル
ハイボリュームダストサンプラ	TH-D5160B	2	株式会社千代田テクノル

5. 2 点検内容

機器名	基本点検	性能点検	総合点検
可変流量型ダストサンプラ	・外観検査	・吸引流量検査 ・流量計の指示誤差試験 ・タイマ精度検査 ・安全機能検査	・総合動作検査
コードレスダストサンプラ	・外観検査	・タイマ精度検査 ・運転時の異音確認	・吸引流量検査
ハイボリュームダストサンプラ	・外観検査	・運転時の異音確認	・吸引流量検査

※吸引流量検査には HE-40T 相当の抵抗板等を用いること。

5. 3 点検予定時期（予定）

令和6年10月頃

6. 検査

機構職員が立ち会い、受注者が行う合否判定を確認し、合否を判断する。

7. 支給品及び貸与品

7. 1 支給品 電源

7. 2 貸与品 点検対象機器及び作業安全上、機構が必要であると認めたもの

8. 提出書類

下表に示す図書を作成し、提出すること。また、大熊分析・研究センター 放射性物質分析・研究施設第1棟放射線管理仕様書に従い、必要な種類を提出すること。

なお、JAEAの承認を有する提出書類については、可能な範囲で、提出前にJAEA担当者の確認を得たうえで提出すること。

No	図書名	提出時期	部数	様式	JAEA承認の有無	備考
1	作業工程表	契約後速やかに	1部	任意	○	
2	第1棟作業計画書	作業着手2週間前まで	1部	機構様式	○	
3	作業要領書 (貴社の要領書で代用可)		1部	任意	○	必要に応じて提出
4	作業手順書 (貴社の要領書で代用可)		1部	任意	○	必要に応じて提出
5	安全衛生チェックリスト		1部	機構様式	○	
6	リスクアセスメントワークシート		1部	機構様式	○	請負業者のリスクアセスメント結果が機構の内容と同等であれば代用可
7	作業者名簿		1部	機構様式		
8	作業安全組織図		1部	機構様式	○	
9	作業安全組織・責任者届		契約後速やかに	1部	任意	
10	委任又は下請届	作業着手2週間前	1部	機構	○	下請けがある場合は提

	(実施体制図含む)	まで		様式		出
11	作業予定表・防護指示書	3 日前まで	1 部	機 構 様式	○	
12	KY・TBM	作業日ごと	1 部	機 構 様式	○	
13	点検結果報告書 (トレーサビリティ体系 図及び校正証明書を含 む。)	作業終了後速やか に	1 部	任意	○	
14	使用計測器リスト (点検及び校正に使用 した計測器名称、管理 番号、製造番号、校正 日、有効期限等を記 載したリスト)	作業終了後速やか に	1 部	任意		
15	安全対策基本計画書	作業着手 2 週間 前まで	1 部	任意		東京電力ホールディ ングス株式会社福島 第一原子力発電所に おいて別件で業務を 行っている場合は提 出不要
16	品質マネジメント計画 書	作業着手 2 週間 前まで	1 部	任意		
17	放射線管理基本計画 書	作業着手 2 週間 前まで	1 部	任意		
18	その他、機構が必要と する書類	別途指示				

(提出場所)

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所
大熊分析・研究センター 施設安全部 放射線管理課

9. 検収条件

「6. 検査」の合格、「8. 提出書類」の確認並びに、機構が仕様書に定める作業が実施されたと認められた時を以て、作業完了とする。

10. 適用法規

- (1)労働安全衛生法、同施行令及び関係法規、諸規定
- (2)放射性同位元素等の規制に関する法律、同施行令及び関係法規、諸規定
- (3)原子力機構福島廃炉安全工学研究所諸規定
- (4)東京電力ホールディングス株式会社が定める基準・規程類
- (5)その他関係する諸規則、基準、法令等

1 1. 保証

保守点検作業中、受注者に起因すると認められる不具合が発生した場合は、無償にて速やかに修理すること。

1 2. 特記事項

(1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会にもとめられていることを認識し、法令等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。技術的能力など受注者の技術水準を維持するために、事前に社内教育や以下の教育を受講するとともに、東電 1F に係る放射線業務従事者指定登録を受けるとする。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「作業責任者認定制度」に基づく認定教育（現場責任者等）	機構	作業責任者認定証の所持の確認を受ける。	業務開始の2週間前までに実施
RI教育	機構	理解度確認票による確認を受ける。	業務開始の2週間前までに実施

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

(4) 本作業は、帰還困難区域となるため、特殊勤務手当を従事者に支給すること。

(5) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。

(6) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。

(7) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、原子力機構に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。

(8) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

(9) 受注者は、大熊分析・研究センター 放射性物質分析・研究施設第1棟 放射線管理仕様書に従うこと。

(10) その他、疑義が生じた場合は機構担当者と打合せを行うこととする。

1 3. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 大熊分析・研究センター 施設安全部 放射線管理課長
- (2) 大熊分析・研究センター 施設安全部 放射線管理課員

1 4. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上